宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

［１枚目～３枚目　略］

４枚目

30　無線局の区別			
31　電気通信業務の取扱範囲		□国内　□国際	
32　航行する海域コード			
33　航行区域又は従業制限コード			
34　船舶番号又は漁船登録番号			
35　信号符号			
36　加入海岸局		正加入	
		準加入	
37　施行規則第28条第２項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	コード〔　　〕
38　施行規則第28条第３項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	
39　施行規則第28条第６項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	
40　電波法第33条及び第35条関連　(義務船舶局	(1)　電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	□ナブテックス受信機〔英文（518kHz)〕 □ナブテックス受信機〔和文（424kHz)〕 □高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 □無線航法装置 □地上無線航法装置 □衛星無線航法装置 □船舶地球局の無線設備 無線設備の名称〔　　〕 識別信号　〔　　〕 免許の番号　〔　　〕	

［１枚目～３枚目　同左］

４枚目

30　無線局の区別			
31　電気通信業務の取扱範囲		□国内　□国際	
32　航行する海域コード			
33　航行区域又は従業制限コード			
34　船舶番号又は漁船登録番号			
35　信号符号			
36　加入海岸局		正加入	
		準加入	
37　施行規則第28条第２項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	コード〔　　〕
38　施行規則第28条第３項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	
39　施行規則第28条第６項の無線設備等		局種コード	
		無線設備の名称	
40　電波法第33条及び第35条関連　(義務船舶局	(1)　電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	□ナブテックス受信機〔英文（518kHz)〕 □ナブテックス受信機〔和文（424kHz)〕 □インマルサット高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 □無線航法装置 □地上無線航法装置 □衛星無線航法装置 □インマルサット船舶地球局の無線設備 型名　〔　　〕 識別信号　〔　　〕 免許の番号〔　　〕	